

## 第 2 5 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の  
一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から

適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成 3 0 年 1 2 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること。

ア 平成30年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
12月	1.725月分	1.775月分

イ 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.575月分	1.675月分
12月	1.775月分	1.675月分
合計	3.35月分	3.35月分

2 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用すること。ただし、1のイの改正については、平成31年4月1日から施行すること。